

会計基準Digest

会計基準を巡る動向 2015年11月号

会計基準Digestは、日本基準、エンドースメントされたIFRS(日本)、IFRS及び米国基準の主な動向についての概要を記載したものです。



1. 日本基準

■法令等の改正

該当なし

■会計基準等の公表

【最終基準】

該当なし

【公開草案】

該当なし

■INFORMATION

(1)日本監査役協会、「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を公表(2015年11月10日 日本監査役協会)

日本監査役協会は、2015年11月10日、「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」(以下「本指針」)を公表した。

本指針は、2015年5月に施行された改正会社法により、会計監査人の選解任・不再任議案の決定権が監査役等に移ったこと、また、2015年6月より適用を開始しているコーポレートガバナンス・コードにおいて、監査役等が会計監査人の選定及び評価の基準を設けること等が求められていることを背景に策定されたものである。

【あずさ監査法人の関連資料】

■ [会計・監査ニュースフラッシュ](#)

(2)日本公認会計士協会、「開示・監査制度の在り方に関する提言－会社法と金融商品取引法における開示・監査制度の一元化に向けての考察－」を公表(2015年11月13日 日本公認会計士協会)

日本公認会計士協会は、2015年11月13日、開示・監査制度一元化検討プロジェクトチームによる報告「開示・監査制度の在り方に関する提言－会社法と金融商品取引法における開示・監査制度の一元化に向けての考察－」を公表した。

本報告は、「日本再興戦略」改訂2015(2015年6月30日閣議決定)を背景として、コーポレートガバナンス・コードの適用や「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会」における提言を踏まえ、企業情報開示のあるべき姿の実現に向けて、「会社法と金商法による開示・監査制度の一元化」及び「あるべき情報開示・株主総会スケジュール」等に関して提言を示したものである。

【あずさ監査法人の関連資料】

■ [会計・監査ニュースフラッシュ](#)

2. 修正国際基準

■会計基準等の公表(企業会計基準委員会(ASBJ))

【最終基準】

該当なし

【公開草案】

該当なし

■修正国際基準の設定を巡る動向

ASBJは、企業会計審議会が公表した「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」(2013年6月)の記載に基づき、2013年7月に「IFRSのエンドースメントに関する作業部会」(以下「作業部会」という)を設置し、国際会計基準審議会(IASB)が公表する個々の会計基準及び解釈指針(以下「会計基準等」という)に関するエンドースメント手続を実施している。

2012年までにIASBにより公表された会計基準等のエンドースメント手続を踏まえて、ASBJは、2015年6月30日に「修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)」を公表した。

2015年11月19日に第24回作業部会が開催された。この作業部会では、2013年中にIASBにより公表された会計基準等のエンドースメント手続に関する検討が行われた。

修正国際基準についての詳細な情報、過去情報は
[あずさ監査法人のウェブサイト\(修正国際基準\)](#)へ

3. IFRS

■会計基準等の公表

(国際会計基準審議会(IASB)、IFRS解釈指針委員会)

【最終基準】

該当なし

【公開草案】

- (1) 公開草案(ED/2015/9)「投資不動産の振替(IAS第40号の改訂案)」の公表(2014年11月19日 IASB)

本公開草案は、棚卸資産として分類されていた建設中または開発中の不動産の用途に変更があった場合に、棚卸資産から投資不動産への振替が認められるか否かについてIASBに質問が寄せられ、本論点についての明確化を図るために公表された。

本公開草案は、以下の事項を提案している。

- 不動産の用途変更があり、その明白な証拠がある場合に限って、投資不動産への振替または投資不動産からの振替を行うこと
- 用途変更是、不動産が投資不動産の定義を満たすようになった時点または満たさなくなった時点で発生すること
- 現行のIAS第40号第57項に示されている状況は、用途変更の例示である旨を明確化すること

適用日は、公開草案に対するコメントを踏まえて決定する予定である。また、早期適用を認めるなどを提案している。



コメントの締切りは2016年3月18日である。

【あづさ監査法人の関連資料】

- [IFRSニュースフラッシュ](#) (2015年11月26日発行)

- (2) 公開草案(ED/2015/10)「IFRSの年次改善」(2014-2016年サイクル)の公表(2014年11月19日 IASB)

本公開草案は、IFRSの年次改善プロジェクトとして、緊急度が高いものの、必要不可欠とIASBが考えるIFRSの改訂を1年にわたって蓄積し、まとめて改訂を行うために公表されたものである。

このIFRSの年次改善(2014-2016年サイクル)には、以下の3つの基準書に対する改訂が含まれている。

- IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」…短期的な免除規定として設けられた取扱いのうち、すでに不要となったものの削除を提案
- IFRS第12号「他の企業への関与の開示」…IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」の適用を受ける企業に対する持分につき、開示規定の範囲の明確化を提案
- IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」…公正価値測定の採用に関する選択を投資先ごとに行える旨、またその選択のタイミングについての明確化を提案

各改訂の適用日は、公開草案に対するコメントを踏まえて決定する予定である。



コメントの締切りは2016年2月17日である。

【あづさ監査法人の関連資料】

- [IFRSニュースフラッシュ](#) (2015年11月26日発行)

4. 米国基準

■会計基準等の公表(米国財務会計基準審議会(FASB))

【最終基準(会計基準更新書(Accounting Standards Update; ASU))】

ASU第2015-17号「法人所得税: 緑延税金の貸借対照表上の分類」を公表(2015年11月20日 FASB)

本ASUは、「簡素化に関する取組み」の一環として公表された。従来、緑延税金資産・負債は流動・非流動の各区分の別に資産・負債の純額で表示されていたが、本ASUにより、すべての緑延税金資産・負債は純額で非流動区分に表示されることとなる。

本ASUは、公開企業の場合、2016年12月16日以降に開始する会計年度及びその期中期間から適用が開始される。早期適用も認められる。

【あづさ監査法人の関連資料】

- [Defining Issues 15-55](#) (英語)

【公開草案(会計基準更新書案(ASU案))】

- (1) ASU案「政府援助に関する開示」(2015年11月12日 FASB)

政府援助に関する会計処理は、これを明確に定める基準書が存在しないために実務にばらつきがある。本ASU案は、重要な政府援助について、採用している会計処理及び財務諸表上などの項目にいくらの金額で認識しているか等の開示を企業に求めるとともに、あわせて政府援助の性質に関する定性的開示事項を定めるものである。

本ASU案は適用開始日については定めておらず、今後検討している。開示は適用が開始された期間の財務報告に含まれる全期間に対して、適用日時点で存在する契約及び適用日以降に締結された契約に対して遡及的に適用されることが提案されている。



コメントの締切りは2016年2月10日である。

【あづさ監査法人の関連資料】

- [Defining Issues 15-52](#) (英語)

- (2) ASU案「企業結合: 事業の定義の明確化」(2015年11月23日 FASB)

本ASU案は、Topic805「企業結合」における事業の定義が広く捉えられ過ぎているとの批判にこたえるために、事業の定義を見直すも

のである。なお、事業の定義は現在、IFRSと同じものになっているため、IFRSにおいても今後同様の見直しが提案される予定である。

本ASU案は適用開始日については定めていない。新たな定義は適用開始後に行われた取引について将来に向かって適用されることが提案されている。早期適用を認めるか否かは今後検討される予定である。

 コメントの締切りは2016年2月10日である。

【あづさ監査法人の関連資料】

■ [Defining Issues 15-56](#) (英語)

■ KPMG会計・監査AtoZアプリのご紹介

あずさ監査法人が提供する会計情報アプリ「KPMG会計・監査AtoZ」では、いつでも・どこでも日本基準、修正国際基準、IFRS、そして米国基準に関する会計・監査情報を閲覧できるほか、動画による解説コンテンツを視聴することができます。

【最近公開した主な動画解説コンテンツ】

- オンライン解説 2015年10月 IASB会議速報



Download on the
App Store

ANDROID APP ON
Google play

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

各基準についてのより詳細な情報、過去情報は、あずさ監査法人のウェブサイトをご確認ください。

■ あずさ監査法人トップページ([Link](#))

■ 日本基準([Link](#))

■ 修正国際基準([Link](#))

■ IFRS([Link](#))

■ 米国基準([Link](#))